

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和33年8月1日から36年6月24日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を36年6月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、33年8月から35年4月まで1万8,000円、同年5月から36年5月まで2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から36年10月1日まで

昭和32年1月からA社で働き始め、その後、経営不振による倒産、別会社への移行などの経緯を経ながらも、46年7月まで同社の関連会社に継続して勤務していた。ところが、厚生年金保険の被保険者記録を見ると、33年8月1日で途切れている。自分はこれ以降も勤務しており、同社が倒産した後、後継事業所として設立されたB社では、会社が社会保険の適用事業所になると同時に被保険者資格を取得している。したがって、A社でも、同社が社会保険から脱退する36年10月1日まで厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人の具体的な記憶等から、申立人が、申立期間についてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の設立時から倒産時まで申立人と一緒に勤務していたとする元同僚から、申立期間において、申立人の業務内容、勤務形態について変化は無かったとの証言が得られており、当該元同僚は、申立人と同時に被保険者資格を取得し、昭和36年6月24日に資格を喪失していることが確認できる。

また、社会保険事務所が管理するA社の被保険者名簿を見ると、昭和36年6月24日をもって、被保険者17名のうち事業主を含む14名が資格喪失して

おり、この事実をもとに申立人から聴取したところ、「同年7月以降も事業主及びその妻を含む従業員は皆継続して勤務していたが、会社の経営は既に相当に悪化しており、保険料負担の軽減のために従業員を厚生年金保険から脱退させる届出が行われたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和33年8月1日から36年6月24日までの期間について、A社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理するA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の元同僚の記録から、昭和33年8月から35年4月まで1万8,000円、同年5月から36年5月まで2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和36年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死去していることから、これを確認することはできないが、申立期間において行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や資格喪失届等、いずれの機会においても社会保険事務所が記録処理を誤るとは考え難いことから、事業主が33年8月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から36年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和36年6月24日から同年10月1日までの期間については、同年6月24日に事業主を含むほとんどの従業員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立人も、「事業主が脱退した後も自分が被保険者として取り扱われていた可能性は低い。」と証言している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月1日から同年12月1日まで

社会保険事務所の職員が自宅に来て初めて、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が引き下げられているのを知った。申立期間当時、40万円前後の月給をもらっていたので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成10年7月から同年11月までは41万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年12月31日以降の11年3月8日付けで、申立人を含む26名の標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、10年7月から同年11月までの標準報酬月額が41万円から28万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により取締役ではなかったことが確認できる上、元同僚から「申立人は、ドライバーであり、厚生年金保険関係の業務には携わっていなかった。」との証言が得られており、申立人が当該遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年5月1日まで
社会保険事務所の職員から、自分の標準報酬月額について、不適正な引下げ処理が行われた可能性があるとの説明を受けた。全く心当たりが無いので、元の記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年6月から10年4月までは59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった10年6月1日以降の同年6月5日付けで、申立人を含む役員及び従業員計10人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が、8年6月から10年4月までの期間について、59万円から9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る給与明細書を所持しており、これを見ると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う支給額及び厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時は取締役であったことが確認できるが、社会保険事務を担当していた元総務部長は、「社会保険事務所に対する窓口は自分であり、従業員全員の被保険者資格喪失届を書いた記憶がある。申立人は取締役であったが、主に営業の仕事を担当しており、社会保険の事務及び社会保険事務所の職員との交渉には関与していなかった。」と証言している。

さらに、経理を担当していた元同僚は、「滞納保険料の納付方法について

社会保険事務所と相談していたのは自分であり、申立人は関与していない。」と証言していることから、申立人が当該標準報酬月額の訂正処理に関与していたとは考え難い。

加えて、他の元役員及び経理事務を担当していた元従業員から、A社が厚生年金保険料を滞納したまま倒産したとの証言を得ているが、事業主は既に死去しているため、当時の事情を聴取することができない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から10年4月21日まで
社会保険事務所から、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているとの連絡があった。実際の給料より低い標準報酬月額に訂正されているので、訂正前に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年7月から10年3月までは26万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年4月21日以降の同年6月8日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人については、8年7月から10年3月までの標準報酬月額が26万円から9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、A社の代表取締役の夫であるが、当該事業所の登記簿謄本により取締役ではなかったことが確認できる上、代表取締役及び社会保険労務士からは、「申立人の業務は販売であり、社会保険関係の事務には携わっていなかった。」とする証言が得られており、また、当該代表取締役は、「自分が社会保険関係の業務を行っていた。」としていることから、申立人が当該遡^{そきゅう}及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡^{そきゅう}及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成4年9月から7年9月までは53万円、同年10月から8年5月までは59万円、同年6月から同年9月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から8年10月31日まで

社会保険事務所から通知が届き、事務所で説明を受けたところ、申立期間の標準報酬月額が随分と低くなっていることがわかった。しかし、60万円位の報酬をもらっていた時期もあったと思うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年9月から7年9月までが53万円、同年10月から8年5月までが59万円、同年6月から同年9月までが9万8,000円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった8年10月31日以降の同年11月5日付けで、申立人の標準報酬月額が、4年9月から6年10月までが53万円から8万円、同年11月から7年9月までが53万円から9万2,000円、同年10月から8年5月までが59万円から9万2,000円、同年6月から同年9月までが9万8,000円から9万2,000円に、それぞれさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、当該事業所の登記簿謄本から取締役であったことが確認できるが、元事業主は、「申立人の仕事内容は、現場のみで社会保険の手続等は担当していなかったし、会社の経営が思わしくないことや、借金があったということは知っていたと思うが、それ以上詳しいことは分からなかったと思う。」と証言しており、さらに、経理事務を担当していたとする元取締役からは、「申立人は、常務取締役であったが、現場中心の

業務であり、厚生年金保険に係る届出事務を行っておらず、標準報酬月額
の引下げ処理を決断する権限もなかった。」との証言が得られていることから、
申立人が、当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処
理を行う合理的理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったと
は認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険
事務所に当初届け出た平成4年9月から7年9までは53万円、同年10月か
ら8年5月までは59万円、同年6月から同年9月までは9万8,000円に訂正
することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月11日から14年1月26日まで

社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険加入期間のうち、平成13年7月11日から14年1月26日までの期間について、標準報酬月額が20万円となっているが、給与支払明細書によると30万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提供された給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

栃木厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 28 日から 30 年 12 月 20 日ころまで
昭和 29 年 10 月にA社に入社し翌年まで勤務して、冬のボーナスをもらって退職した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に厚生年金保険に加入している複数の同僚に照会したところ、「申立人を覚えていない。」と証言している上、当該事業所が保管する「労務台帳」及び、「失業保険法改正に伴う届出に対する通知書」に申立人の氏名は確認できない。

また、当該事業所が保管する「社会保険台帳」の申立人に係る被保険者期間の記録は、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、同僚についての記憶が定かでなく、厚生年金保険料についても給与から控除されていたかどうか記憶していない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所から連絡を受け、私の標準報酬月額が、申立期間において大幅に引き下げられていることを知った。当時給料はもっともらっていたので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成 10 年 2 月 28 日に適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年 3 月 11 日付けで、申立期間の標準報酬月額の記録が、8 年 10 月から 9 年 8 月までが 59 万円から 28 万円、同年 9 月から 10 年 1 月までが 59 万円から 32 万円にさかのぼって減額訂正されたことが確認できる。

しかし、登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料の滞納があったことを認めている上、「社会保険料の滞納額が多額になり、妻が社会保険事務所に行き社会保険事務所の職員と相談し、手続をした。」と回答しており、その際、妻が代表者印を持って行き、何らかの書類に押し提出したことを、申立人、妻共に認めていることから、同社の代表取締役として、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年2月まで
② 昭和38年3月から39年4月まで

私は、申立期間①については、A社で、申立期間②については、B社C出張所で、技士として工事に従事していた。当時、どちらの事業所からも健康保険証をもらっていたので、厚生年金に加入していたはずである。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事務担当者は、「当社の社会保険被保険者台帳を調査したが、申立期間において申立人の名前は無く、申立人の勤務状況から現場採用で、給料は日給か時給だったと思われる。この場合は、雇用保険と健康保険は当初から加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、厚生年金保険法において、季節的業務（4か月以内）に使用される者は厚生年金保険被保険者の適用除外となるが、申立人は、D県で農業をされており、出稼ぎで季節労働者であったと回答していることから、これに該当すると思われる。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚3名について、いずれもA社における厚生年金保険被保険者の記録が無い上、社会保険事務所に保管されている申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

加えて、元同僚のうち2名は既に死亡しており、残りの1名についても連絡が取れないため、当時の厚生年金保険加入状況について、証言を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、当時の工事内容等について鮮明に記憶しており、その内容は、同僚の証言とも一致していることから、申立期間において、B社C出張所に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所本社の事務担当者は、「人事記録に申立人の名前は無く、それ以上は、当時の資料が無いのでわからない。」と回答しており、申立期間当時、当該事業所に勤務していた事務担当者も、「当時は、いくつかの班が、B社の下で作業をしており、班で雇われた作業員は、健康保険と雇用保険にはすぐに加入させていたが、厚生年金保険には加入させておらず、これはどこの班でも同じであった。」と証言している。

また、申立人が名前を挙げた同僚3名について、いずれも当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い上、社会保険事務所に保管されている申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原簿及び原票の健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

さらに、元同僚のうち2名は既に死亡しており、残りの1名についても連絡が取れないため、当時の厚生年金保険加入状況について、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年6月30日まで

私は、高校卒業後の昭和26年4月、A事業所に就職し、28年9月に退職するまで継続して勤務していた。申立期間の厚生年金保険料控除を証明する資料は無いが、この期間について厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、元同僚は、「当時、事業所では、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと思う。私も昭和26年10月に事業所に採用されたが、厚生年金保険に加入したのは27年7月だった。」と証言していることから、当該事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、当時の事業主及び事務担当者とは連絡が取れず、厚生年金保険の加入及び保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間において、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。